

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-01-01 (R3/4/1改訂)	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	市県民税の減免申請(R2年度分)	支援の種類	減免
実施区分(負担割合)	市	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	普通徴収: 令和2年6月16日 (終了) 特別徴収: 令和2年5月11日	制度(申請)期限	各納期限の7日前
活用できる方	本年中の所得が前年の10分の5以下となる見込で、徴収の猶予等を行ってもなお納税が困難であると認められる方(前年中の所得が300万円以下の方に限ります。)		
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ R2年度分市県民税の減免 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 減免対象 R2年度分の税額のうち納期限が未到来のもの</li> <li>□ 減免割合 前年中の合計所得200万円以下…70% 前年中の合計所得200万円超～300万円以下…60%</li> </ul> </li> </ul>		
手続きに必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 認印(スタンプ式のものは不可)</li> <li>■ 窓口に来られる方の本人確認書類(免許証等)</li> <li>■ 所得が減少したことが確認できる書類</li> <li>■ 代理の方が来られる場合は、委任状</li> </ul>		
その他	預貯金や資産状況等の審査を行った上で減免の可否を決定します。(申請によって必ず適用されるものではありません)		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/hisaisyasien/sizeigenmen.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/hisaisyasien/sizeigenmen.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 税務課市民税係 TEL:24-1111(内線2522)		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	<a href="#">2-01-02(R3/4/1新規)</a>	項目	<a href="#">税金や保険料等の軽減や支払猶予</a>
制度の名称	<a href="#">市県民税の減免申請(令和3年度分)</a>	支援の種類	<a href="#">減免</a>
実施区分(負担割合)	<a href="#">市</a>	コロナウイルス対策による特例措置	<a href="#">○</a>
制度(申請)開始日	<a href="#">普通徴収:令和3年6月16日 特別徴収:令和3年5月11日</a>	制度(申請)期限	<a href="#">各納期限の7日前</a>
活用できる方	<a href="#">本年中の所得が前年の10分の5以下となる見込で、徴収の猶予等を行ってもなお納税が困難であると認められる方(前年中の所得が300万円以下の方に限ります。)</a>		
制度の内容	<p><a href="#">■R3年度分市県民税の減免</a></p> <p><a href="#">□減免対象</a> R3年度分の税額のうち納期限が未到来のもの</p> <p><a href="#">□減免割合</a> 前年中の合計所得200万円以下…70% 前年中の合計所得200万円超～300万円以下…60%</p>		
手続きに必要な書類	<p><a href="#">■認印(スタンプ式のものは不可) ※申請書に氏名を自署される場合は不要です。</a></p> <p><a href="#">■窓口に来られる方の本人確認書類(免許証等)</a></p> <p><a href="#">■所得が減少したことが確認できる書類</a></p> <p><a href="#">■代理の方が来られる場合は、委任状</a></p>		
その他	<a href="#">預貯金や資産状況等の審査を行った上で減免の可否を決定します。(申請によって必ず適用されるものではありません)</a>		
ホームページURL	<a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/hisaisyasien/sizeigenmen.html">宇和島市 https://www.city.uwajima.ehime.jp/hisaisyasien/sizeigenmen.html</a>		
お問い合わせ先	<a href="#">宇和島市 税務課市民税係 TEL:24-1111(内線2522)</a>		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-02(R3/4/1改訂)	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	市民税申告期限の延長	支援の種類	期限延長
実施区分(負担割合)	市	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	2021年3月16日	制度(申請)期限	2021年4月15日
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市民の方</li> <li>■ 市内に事務所や事業所を有する法人</li> </ul>		
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個人市民税の申告期限等の延長                             <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 令和3年度個人市民税の申告期限をR3.4.15まで延長するもの。</li> <li><input type="checkbox"/> 申告会場・・・本庁税務課(602会議室)及び吉田・三間・津島支所 税務係</li> </ul> </li> <li>■ 法人市民税の申告納付期限の延長                             <p>法人税において申告期限の延長の適用を受けた法人について、申請により法人市民税の申告期限を延長するもの。</p> </li> </ul>		
手続きに必要な書類	-		
その他	市・県民税の申告書は郵送可		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/12/shikenminzeishinkokuentyou.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/12/shikenminzeishinkokuentyou.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 税務課市民税係 TEL:24-1111(内線2522)		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-03(終了)	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	固定資産税の軽減措置	支援の種類	減免
実施区分(負担割合)	市	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和3年1月4日	制度(申請)期限	令和3年2月1日
活用できる方	新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した中小事業者等		
制度の内容	<p>■措置対象者 令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入が、前年の同期間と比べて30%以上減少した中小事業者等※</p> <p>■軽減対象 事業用家屋及び設備等の償却資産に係る令和3年度分の固定資産税</p> <p>■軽減額 事業収入が50%以上減少した場合…全額 事業収入が30%以上50%未満減少…2分の1</p> <p>※中小事業者等とは  <input type="checkbox"/> 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人                      (租税特別措置法施行令第5条の3第9項に規定する中小事業者に該当する個人)  <input type="checkbox"/> 資本金または出資金の額が1億円以下の法人及び資本または出資を有しない法人のうち従業員数が1,000人以下の法人(大企業の子会社を除く。)                      (租税特別措置法施行令第27条の4第12項に規定する中小事業者に該当する法人)</p>		
手続きに必要な書類	<p>■ 申告書(認定経営革新等支援機関等(税理士、商工会議所等)の確認印が押されたもの)</p> <p>■ 事業収入が減少したことを証する書類(会計帳簿等)</p> <p>■ 特例対象家屋の事業用割合を示す書類(青色申告決算書、収支内訳書等)</p>		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/12/corona-keigen.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/12/corona-keigen.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 税務課家屋係 TEL:24-1111(内線2532、2533)		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-04-01(終了)	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	軽自動車税種別割に係る課税上の取扱変更	支援の種類	取扱変更
実施区分(負担割合)	市	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	-	制度(申請)期限	令和2年4月15日
活用できる方	令和2年3月中に3輪以上の軽自動車に係る廃車や使用停止を伴う所有権変更があり、かつ、その事由発生日から15日以内に手続を行った方		
制度の内容	3輪以上の軽自動車に係る「解体を伴う自動車検査証返納届出」、「所有者名義変更を伴う自動車検査証返納届出(輸出関係手続も同様)」の手続に伴う軽自動車税(種別割)の申告については、R2.3月中にそれらの申告の根拠となる事由が発生したと確認でき、かつ、その事由発生から15日以内に手続がなされたものであった場合、R2.4月以降の申告であっても、3月中にそれらの申告の根拠となる事由が発生したことを前提に課税処理を行うもの。		
手続きに必要な書類	軽自動車検査協会にて手続		
その他	-		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	手続き 軽自動車検査協会愛媛事務所 TEL:050-3816-3124 課税 宇和島市 税務課諸税係 TEL:24-1111(内線2537)		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-04-02(R3/4/1新規)	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	軽自動車税種別割に係る課税上の取扱変更	支援の種類	取扱変更
実施区分(負担割合)	市	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	二	制度(申請)期限	令和3年4月15日
活用できる方	令和3年3月中に3輪以上の軽自動車に係る廃車や使用停止を伴う所有権変更があり、かつ、その事由発生日から15日以内に手続きを行った方		
制度の内容	3輪以上の軽自動車に係る「解体を伴う自動車検査証返納届出」、「所有者名義変更を伴う自動車検査証返納届出(輸出関係手続も同様)」の手続に伴う軽自動車税(種別割)の申告については、R3.3月中にそれらの申告の根拠となる事由が発生したと確認でき、かつ、その事由発生から15日以内に手続がなされたものであった場合、R3.4月以降の申告であっても、R3.3月中にそれらの申告の根拠となる事由が発生したことを前提に課税処理を行うもの。		
手続きに必要な書類	軽自動車検査協会にて手続		
その他	二		
ホームページURL	二		
お問い合わせ先	手続き 軽自動車検査協会愛媛事務所 TEL:050-3816-3124 課税 宇和島市 税務課諸税係 TEL:24-1111(内線2537)		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-05(R2/8/1改訂)	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	徴収の猶予・換価の猶予	支援の種類	猶予
実施区分(負担割合)	市	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	随時	制度(申請)期限	徴収の猶予:随時 換価の猶予:納期限から6ヶ月以内
活用できる方	新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方		
制度の内容	<p>市税は定められた納期限までに納付しなければなりません。期限までに納付できない特別な事情があり、市税を一時に納付することができないときに、申請することにより、認められた場合には分割納付や納付期限の延長、財産の差押や換価(売却)が猶予されます。</p> <p>■徴収猶予 新型コロナウイルス感染症に関連するなどして災害、病気、事業の休廃止などの理由で市税・国民健康保険料を一時的に納付することが困難な場合、申請によって、税は原則として1年以内、国民健康保険料は原則として3ヶ月の期間に限り、徴収の猶予又は分割納付が認められる場合があります。</p> <p>■申請による換価の猶予 市税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にする恐れがあるなど一定の要件に該当するときは、申請によって、原則として1年以内の期間に限り、滞納処分による財産の換価の猶予(分割納付)が認められる場合があります。</p>		
手続きに必要な書類	<p>■認印(スタンプ式のものは不可)</p> <p>■猶予を受けようとする理由を証する書類(医師による診断書、廃(休)業届など)</p> <p>■窓口に来られる方の本人確認書類(免許証等)</p> <p>■代理の方が来られる場合は、委任状</p>		
その他	理由を証する書類の添付が困難な場合はご相談ください。		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/13/nouzei014.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/13/nouzei014.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 納税課 TEL:49-7011		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-06(R3/3/19改訂)	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	国税の特例措置(申告所得税等の申告期限、納付期限等の延長等)	支援の種類	期限延長・猶予
実施区分(負担割合)	税務署	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	-	制度(申請)期限	-
活用できる方	個人及び法人		
制度の内容	<p>■ 申告所得税(及び復興特別所得税)、贈与税及び個人事業者の消費税(及び地方消費税)の申告期限・納付期限並びに申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税日の延長。</p> <p>□ 申告期限・納付期限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告所得税 R3.3.15 → R3.4.15</li> <li>・個人事業者の消費税 R3.3.31 → R3.4.15</li> <li>・贈与税 R3.3.15 → R3.4.15</li> </ul> <p>□ 振替日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告所得税 R3.4.19 → R3.5.31</li> <li>・個人事業者の消費税 R3.4.23 → R3.5.24</li> </ul> <p>■ その他の期限の個別延長</p> <p>税務署に申請することにより、法人税、相続税、酒税等の申告期限等が個別に延長される場合あり。</p> <p>■ 納付の猶予</p> <p>一時に納税をすることにより事業の継続や生活が困難となるなど、特定の事情があるときは、税務署に申請することにより、最大1年間、国税の納付が猶予される場合あり。</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問い合わせ先にご確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	宇和島税務署 Tel:22-4511		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-07(R3/3/19改訂)	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	県税の特例措置(個人県民税、個人事業税の申告期限等の延長、納税の猶予等)	支援の種類	期限延長・猶予
実施区分(負担割合)	県	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	-	制度(申請)期限	-
活用できる方	個人及び法人		
制度の内容	<p>■個人県民税、個人事業税の申告期限等の延長  <input type="checkbox"/>個人県民税、個人事業税の申告期限 R3.3.15 → R3.4.15  <input type="checkbox"/>個人事業税の課税免除及び不均一課税の申請期限 R3.3.15 → R3.4.15</p> <p>■法人県民税・法人事業税の申告納付期限の延長  <input type="checkbox"/>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、その期限内に申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合、南予地方局等に申請することにより、期限が延長される場合あり。</p> <p>■納税の猶予について                      新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業の継続又は生活の維持を困難にする恐れがある場合や事業を廃止、又は休止した場合などで、県税を一時的に納付することができないときは、南予地方局に申請することにより、1年以内の期限に限り、納税の猶予が認められる場合あり。</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問い合わせ先にご確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	南予地方局 税務課 TEL:22-5211		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-08-01(終了)	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	自動車税種別割に係る課税上の取扱変更	支援の種類	取扱変更
実施区分(負担割合)	県	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	-	制度(申請)期限	令和2年4月15日
活用できる方	令和2年3月中に廃車や使用停止を伴う所有権変更があり、かつ、その事由発生日から15日以内に手続を行った方		
制度の内容	移転登録及び一時抹消登録、移転登録及び輸出抹消仮登録及び永久抹消登録に限り、3月中にそれらの申告の根拠となる事由が発生し、その事由発生から15日以内に運輸支局で登録手続をした場合、譲渡証明又は解体報告記録がR2.3.17から31日である車両については賦課期日(4.1)に保有していないものとして、R2年度自動車税種別割を課税しない。		
手続きに必要な書類	以下のお問い合わせ先にご確認ください。		
その他			
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	申告の流れなどの詳細 手続を行ったのに納税通知書が届いた場合		
	中予地方局課税課運輸支局駐在 TEL:089-957-6621 南予地方局税務課 TEL:22-5211		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	<u>2-08-02(R3/4/1新規)</u>	項目	<u>税金や保険料等の軽減や支払猶予</u>
制度の名称	<u>自動車税種別割に係る課税上の取扱変更</u>	支援の種類	<u>取扱変更</u>
実施区分(負担割合)	<u>県</u>	コロナウイルス対策による特例措置	<u>○</u>
制度(申請)開始日	<u>ニ</u>	制度(申請)期限	<u>令和3年4月15日</u>
活用できる方	<u>令和3年3月中に廃車や使用停止を伴う所有権変更があり、かつ、その事由発生日から15日以内に手続を行った方</u>		
制度の内容	<u>「永久抹消登録」、「移転登録及び一時抹消登録」及び「移転登録及び輸出抹消仮登録」に限り、R3.3月中にこれらの申告の根拠となる事由が発生し、その事由発生から15日以内に運輸支局で登録手続をした場合、譲渡証明又は解体報告記録がR3.3.17からR3.3.31までである車両については賦課期日(R3.4.1)に保有していないものとして、R3年度自動車税種別割を課税しないこととする。</u>		
手続きに必要な書類	<u>以下のお問い合わせ先にご確認ください。</u>		
その他	<u>登録手続の際に運輸支局に対して譲渡証明書の提出や解体報告が適切に行われていれば、特別な書類の添付は不要。</u>		
ホームページURL	<u>ニ</u>		
お問い合わせ先	<u>申告の流れなどの詳細 中予地方局課税課運輸支局駐在 TEL:089-957-6621 手続を行ったのに納税通知書が届いた場合 南予地方局税務課 TEL:22-5211</u>		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-09(R3/4/1改訂)	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予等
制度の名称	新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料の減免	支援の種類	減免
実施区分(負担割合)	国(2/10)市(8/10)※実績による	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度(申請)開始日	令和2年4月30日	制度(申請)期限	令和4年3月31日
活用できる方	<p>宇和島市国民健康保険の被保険者で、以下のような世帯については、国民健康保険料の減免を受けられる場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■新型コロナウイルス感染症への感染により、主たる生計維持者(世帯主)が死亡、または重篤な症状により長期入院を余儀なくされた世帯</li> <li>■新型コロナウイルス感染症の感染拡大等による影響を受けたことにより、主たる生計維持者(世帯主)の事業収入等の著しい減少が見込まれる世帯             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア)事業収入等の減少額が、令和2年中の収入の3割以上と見込まれる</li> <li>イ)主たる生計維持者(世帯主)が、事業等を廃止または失業した</li> </ul> </li> </ul> <p>※申請時に納期未到来の保険料が減免の対象になります。</p>		
制度の内容	<p>詳細については、宇和島市役所保険健康課にお問い合わせください。</p>		
手続きに必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>■申請書</li> <li>■国民健康保険被保険者証</li> <li>■事業収入等の減少したことが確認できる書類             <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年分の確定申告書の控え、または源泉徴収票</li> <li>・令和3年1月分から直近までの売上帳簿や給与明細など(月毎の数字が確認できるもの)</li> <li>・前年同月分の売上帳簿や給与明細など(月毎の数字が確認できるもの)</li> </ul> </li> <li>■本人確認書類</li> </ul>		
その他	-		
ホームページURL	<p>宇和島市 <a href="http://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/20/koronakokuhogenmen.html">http://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/20/koronakokuhogenmen.html</a></p>		
お問い合わせ先	<p>宇和島市 保険健康課 保険業務係 TEL:24-1111(内線2120)</p>		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-10(R3/4/1改訂)	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予等
制度の名称	国民健康保険医療費に係る一部負担金の減免	支援の種類	減免
実施区分(負担割合)	市(10/10)	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度(申請)開始日	令和2年4月1日	制度(申請)期限	未定
活用できる方	<p>■ 入院分に限りません。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大等による影響を受けたことにより、収入が著しく減少し、預貯金等の活用を図ってもなお入院費用の支払いにより生活の維持が困難であるとき、国民健康保険医療費に係る一部負担金の減免を受けられる場合があります。</p>		
制度の内容	<p>詳細については、宇和島市役所保険健康課にお問い合わせください。</p>		
手続きに必要な書類	<p>■ 資産状況・所得が減少することが見込まれることが分かる書類</p> <p>■ 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)</p>		
その他	<p>免除対象期間:所得の減少が発生した日から最大連続する3ヶ月間に係る診療</p>		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	<p>宇和島市 保険健康課 保険業務係 TEL:24-1111(内線2120)</p>		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-11 (R3/4/1改訂)	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予等
制度の名称	後期高齢者医療保険料の減免	支援の種類	減免
実施区分(負担割合)	国(10/10)	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年5月12日	制度(申請)期限	該当事由の発生後1年以内
活用できる方	<p>愛媛県の後期高齢者医療保険の被保険者で、以下のような方については後期高齢者医療保険料の減免が受けられる場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■新型コロナウイルス感染症への感染により、被保険者の属する世帯の世帯主が死亡し、または重篤な疾病を負った場合</li> <li>■新型コロナウイルス感染症の感染拡大等による影響を受けた事により、被保険者の属する世帯の世帯主の給与収入、事業収入等について著しい減少が見込まれる場合(事業の廃業や失業した場合も含む)</li> </ul>		
制度の内容	<p>詳細については、宇和島市保険健康課にお問い合わせください。</p>		
手続きに必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>■後期高齢者医療保険料減免申請書</li> <li>■減免要件に該当することを証明する書類 (医師の診断書、前年分の確定申告書の控や源泉徴収票、給与明細など今年分の収入金額の確認できるもの、廃業届の控、離職票等)</li> <li>■被保険者証</li> <li>■被保険者のマイナンバーのわかる書類(マイナンバーカード、マイナンバー通知カード等)</li> <li>■身元確認書類</li> </ul>		
その他	-		
ホームページURL	<p>宇和島市 <a href="http://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/20/kouki-coronagenmen.html">http://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/20/kouki-coronagenmen.html</a></p>		
お問い合わせ先	<p>宇和島市 保険健康課 後期高齢者医療係 TEL:24-1111(内線2121)</p>		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-12(R3/4/1改訂)	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予等
制度の名称	後期高齢者医療保険一部負担金の減免	支援の種類	減免
実施区分(負担割合)	広域連合(10/10)	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度(申請)開始日	随時	制度(申請)期限	該当事由の発生後おおむね1年以内
活用できる方	<p>愛媛県の後期高齢者医療保険加入者で、新型コロナウイルス感染症の感染または感染拡大の影響により世帯主が次の要件に該当し、今年度の住民税が非課税であるまたは一部負担金の支払が困難と認められる方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 重篤な傷病または負傷により死亡されたり、心身に重大な障害を受けたり、または長期間入院された方</li> <li>■ 業務を廃止、または休止された方</li> </ul>		
制度の内容	<p>上記、一部負担金の減免対象者の対象要件に該当する方は、申請日から6ヶ月間を限度として、一部負担金等の支払いが減額または免除されます。</p>		
手続きに必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 後期高齢者医療一部負担金減免及徴収猶予申請書</li> <li>■ 収入状況等申告書</li> <li>■ 住民税が課税されていない者または住民税が減免されている者であることがわかる書類(所得課税証明書等)</li> <li>■ 収入の減少により著しく生活が困難になったことを確認できる書類</li> <li>■ 被保険者証</li> <li>■ 身元確認書類</li> </ul> <p>※そのほか必要に応じて委任状等の添付書類が必要となる場合があります。</p>		
その他	-		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	宇和島市 保険健康課 後期高齢者医療係 TEL:24-1111(内線2121)		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-13-01(終了)	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	介護保険料の減免(R2年度分)	支援の種類	減免
実施区分(負担割合)	市(10/10)	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年4月30日	制度(申請)期限	令和3年3月31日
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■介護保険料 全額免除または一部減額</p> <p>■要件・必要書類等</p> <p><input type="checkbox"/>要件:新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者</p> <p><input type="checkbox"/>必要書類:減免申請書</p> <p><input type="checkbox"/>要件:新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、ア及びイに該当する第一号被保険者</p> <p>ア. 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること</p> <p>イ. 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること</p> <p><input type="checkbox"/>必要書類:減免申請書、R2.2月以降の給与明細と前年同月の給与明細等</p> <p><input type="checkbox"/>要件:主たる生計維持者が失業または、事業を廃止した第一号被保険者</p> <p><input type="checkbox"/>必要書類:減免申請書、雇用保険受給者資格証等</p>		
手続きに必要な書類	制度の内容のとおり		
その他	必要書類等についての詳細は以下のお問合せ先に御確認ください。		
ホームページURL	宇和島市 <a href="http://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/19/kaigo-genmen.html">http://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/19/kaigo-genmen.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 高齢者福祉課 介護保険係 TEL:24-1111(内線2161)		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	<a href="#">2-13-02(4/1新規)</a>	項目	<a href="#">税金や保険料等の軽減や支払猶予</a>
制度の名称	<a href="#">介護保険料の減免(R3年度分)</a>	支援の種類	<a href="#">減免</a>
実施区分(負担割合)	<a href="#">市(10/10)</a>	コロナウイルス対策による特例措置	<a href="#">○</a>
制度(申請)開始日	<a href="#">令和3年4月1日</a>	制度(申請)期限	<a href="#">令和4年3月31日</a>
活用できる方	<a href="#">制度の内容のとおり</a>		
制度の内容	<p><a href="#">■介護保険料 全額免除または一部減額</a></p> <p><a href="#">■要件・必要書類等</a></p> <p><a href="#">□要件:新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者</a></p> <p><a href="#">□必要書類:減免申請書</a></p> <p><a href="#">□要件:新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、ア及びイに該当する第一号被保険者</a></p> <p><a href="#">ア. 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること</a></p> <p><a href="#">イ. 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること</a></p> <p><a href="#">□必要書類:減免申請書、R3.4月以降の給与明細と前年同月の給与明細等</a></p> <p><a href="#">□要件:主たる生計維持者が失業または、事業を廃止した第一号被保険者</a></p> <p><a href="#">□必要書類:減免申請書、雇用保険受給者資格証等</a></p>		
手続きに必要な書類	<a href="#">制度の内容のとおり</a>		
その他	<a href="#">必要書類等についての詳細は以下のお問合せ先に御確認ください。</a>		
ホームページURL	<a href="http://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/19/kaigo-genmen.html">宇和島市 http://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/19/kaigo-genmen.html</a>		
お問い合わせ先	<a href="#">宇和島市 高齢者福祉課 介護保険係 TEL:24-1111(内線2161)</a>		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-14	項目	保険料・一部負担金等の軽減や支払猶予
制度の名称	保育所保育料の減免	支援の種類	減免
実施区分(負担割合)	市(10/10)	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度(申請)開始日	令和2年4月1日	制度(申請)期限	未定
活用できる方	認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育所などに入所している3歳未満子どもの支給認定保護者 ※詳細は以下のとおり		
制度の内容	<p>■減免事由等</p> <p><input type="checkbox"/> 疾病などにより児童が月の保育日数の2分の1以上欠席したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減免割合:半額</li> <li>・減免期間等:申請のあった日の属する月</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 市税の減免に該当したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減免割合:市民税の減免に伴う利用者負担額(保育料)の階層変更によって生じた差額</li> <li>・減免期間等:宇和島市税の減免に該当し、減免を受けた市民税額を用いて算定する期間</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> そのほか特別な事情により保育料の納入が困難であると認められるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減免割合:審査のうえ決定</li> <li>・減免期間等:審査のうえ決定</li> </ul>		
手続きに必要な書類	<p>■減免申請書</p> <p>■印鑑</p>		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/hisaisyasien/hoikuryougenmen.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/hisaisyasien/hoikuryougenmen.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 福祉課 子育て支援係 TEL:24-1111(内線2138)		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-15(R2/5/15改訂)	項目	保険料・一部負担金等の軽減や支払猶予
制度の名称	保育所保育料の減額	支援の種類	減免
実施区分(負担割合)	市(10/10)	新型コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年4月20日	制度(申請)期限	未定
活用できる方	臨時休園等した特定教育・保育施設等に在籍する3歳未満子どもの支給認定保護者		
制度の内容	新型コロナウイルス感染症への対応等公衆衛生対策の観点から、保育所等を臨時休園した場合(市が登園自粛要請をした場合も含む)に、当該園児の保育料について、日割り計算とする。		
手続きに必要な書類	不要		
その他	-		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	宇和島市 福祉課 子育て支援係 TEL:24-1111(内線2138)		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-16(R2/5/15新規)	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	放課後児童クラブ利用者負担金の減額	支援の種類	減免
実施区分(負担割合)	国(1/3)・県(1/3)・市(1/3)	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年4月20日	制度(申請)期限	未定
活用できる方	市民		
制度の内容	<p>新型コロナウイルス感染症への対応等公衆衛生対策の観点から、放課後児童クラブを臨時休止した場合(市が利用自粛要請をした場合も含む)に、利用者負担金を日割り計算とする。</p>		
手続きに必要な書類	不要		
その他	-		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	宇和島市 福祉課 児童福祉係 TEL:24-1111(内線2147)		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-17(R2/5/15新規)	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	ファミリー・サポートセンター利用会員負担金の減免	支援の種類	減免
実施区分(負担割合)	国1/3・県1/3・市1/3	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年4月20日	制度(申請)期限	未定
活用できる方	市民		
制度の内容	<p>保育園及び放課後児童クラブ等が罹患者が出るなどにより休園(休所)した場合に、代替保育場所としてファミリー・サポートセンターを利用した場合の費用(利用会員がサポート会員に支払う報酬)について市が負担する。</p>		
手続きに必要な書類	不要		
その他	-		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	宇和島市 福祉課 児童福祉係 TEL:24-1111(内線2147)		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-18	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	障害福祉サービス・障害児通所サービス利用者の負担額減免	支援の種類	減免
実施区分(負担割合)	市(10/10)	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度(申請)開始日	随時	制度(申請)期限	随時
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■減免の対象</p> <p><input type="checkbox"/>生計維持者の収入が以下の理由等により著しく減少した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡・重大な心身障害・長期入院</li> <li>・事業等の休廃止・事業損失・失業等</li> <li>・干ばつ・冷害・凍霜害等による作物の不作、不漁</li> </ul> <p>■減免の内容</p> <p><input type="checkbox"/>生計維持者の著しい収入減があった場合・・・免除</p> <p>※申請内容に応じて必要な書類を提示していただきます。</p> <p>■減免の期間</p> <p>申請のあった日の属する月から12月以内</p> <p>■対象サービス</p> <p>障害福祉サービス・障害児通所支援・補装具</p>		
手続きに必要な書類	■ 自立支援給付費等利用者負担額減免申請書		
その他	<p>■ 申請に必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/>印鑑 <input type="checkbox"/>障害福祉サービス受給者証 <input type="checkbox"/>申請内容を確認できる書類</p> <p>※申請理由により必要な書類が異なりますのであらかじめ下記担当までご相談ください。</p>		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/18/riyousyafutann-genmenn.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/18/riyousyafutann-genmenn.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 福祉課 障害福祉係 TEL:49 - 7016		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-19	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	障害者自立支援医療等一部負担金の減免	支援の種類	減免
実施区分(負担割合)	市(10/10)	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度(申請)開始日	随時	制度(申請)期限	随時
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■減免の対象</p> <p><input type="checkbox"/> 生計維持者の収入が以下の理由等により著しく減少した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡・重大な心身障害・長期入院</li> <li>・事業等の休廃止・事業損失・失業等</li> <li>・干ばつ・冷害・凍霜害等による作物の不作、不漁</li> </ul> <p>■減免の内容</p> <p><input type="checkbox"/> 生計維持者の著しい収入減があった場合・・・免除</p> <p>※申請内容に応じて必要な書類を提示していただきます。</p> <p>■減免の期間</p> <p>申請のあった日の属する月から12月以内</p> <p>■対象サービス</p> <p>自立支援医療(更生医療・育成医療に限る)、療養介護医療(食事療養分を除く)</p>		
手続きに必要な書類	自立支援給付費等利用者負担額減免申請書		
その他	<p>■申請に必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 印鑑</li> <li><input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証または療養介護医療受給者証</li> <li><input type="checkbox"/> 申請内容を確認できる書類</li> </ul> <p>※申請理由により必要な書類が異なりますのであらかじめ下記担当までご相談ください。</p>		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/18/riyousyafutann-genmenn.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/18/riyousyafutann-genmenn.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 福祉課 障害福祉係 TEL:49 - 7016		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-20	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	地域生活支援事業利用者負担額の減免	支援の種類	減免
実施区分(負担割合)	市(10/10)	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度(申請)開始日	随時	制度(申請)期限	随時
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■減免の対象</p> <p><input type="checkbox"/>生計維持者の収入が以下の理由等により著しく減少した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡・重大な心身障害・長期入院</li> <li>・事業等の休廃止・事業損失・失業等</li> <li>・干ばつ・冷害・凍霜害等による作物の不作、不漁</li> </ul> <p>■減免の内容</p> <p><input type="checkbox"/>生計維持者の著しい収入減があった場合・・・免除</p> <p>※申請内容に応じて必要な書類を提示していただきます。</p> <p>■減免の期間</p> <p>申請のあった日の属する月から12月以内</p> <p>■対象サービス</p> <p>日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業</p>		
手続きに必要な書類	自立支援給付費等利用者負担額減免申請書		
その他	<p>■申請に必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/>印鑑 <input type="checkbox"/>申請内容を確認できる書類</p> <p>※申請理由により必要な書類が異なりますのであらかじめ下記担当までご相談ください。</p>		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/18/riyousyafutann-genmenn.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/18/riyousyafutann-genmenn.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 福祉課 障害福祉係 TEL:49-7016		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-21(R2/5/15改訂)	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料免除等	支援の種類	免除・猶予
実施区分(負担割合)	日本年金機構	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年5月1日	制度(申請)期限	未定
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>R2.5.1から、新型コロナウイルスの感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時による特例免除申請の手続きが開始されます。</p> <p>■対象となる方 臨時特例による国民年金保険料免除・猶予及び学生納付特例申請は、以下の2点をいずれも満たした方が対象になります。 ①R2.2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと ②R2.2月以降の所得の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること</p> <p>■対象期間 R2.2月分以降(年度毎の申請が必要)</p> <p>■申請先 住民登録をしている市役所または年金事務所 ※詳しくは、日本年金機構のホームページ(<a href="https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/0430.html">https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/0430.html</a>)をご覧ください。</p>		
手続きに必要な書類	■国民年金保険料免除・納付猶予申請書など ■所得の申立書		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 <a href="http://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/14/corona-kokunen.html">http://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/14/corona-kokunen.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 市民課 国民年金係 TEL:24-1111(内線2133) 宇和島年金事務所 TEL:22-5344		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-22	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	市営住宅家賃の減免	支援の種類	減免
実施区分(負担割合)	市(10/10)	新型コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年4月1日	制度(申請)期限	未定
活用できる方	市営住宅入居者のうち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、収入が減少し、家賃が支払えない状況にある方		
制度の内容	詳細については、以下のお問い合わせ先にご確認ください。		
手続きに必要な書類	所得が減少した(する)ことが分かる書類		
その他	-		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	宇和島市 建築住宅課 管理係 TEL:49-7028		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-23(R2/8/1改訂)	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	電気・ガス料金の支払猶予	支援の種類	猶予
実施区分(負担割合)	市(10/10)	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	随時	制度(申請)期限	随時
活用できる方	個人又は企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方		
制度の内容	<p>その置かれた状況に配慮し、料金の未払いによる供給停止の猶予など、電気・ガス料金の支払いの猶予について、柔軟な対応を行うことを要請されています(4月7日)。</p> <p>■お問合せ先 電気・ガス料金の支払いにお悩みの方は、まずは一度、御契約されている電気・ガス事業者に御相談をお願いいたします。</p> <p>■電気料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む) <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_electric.pdf">https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_electric.pdf</a></p> <p>■ガス料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む) <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_gas.pdf">https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_gas.pdf</a></p> <p>※緊急小口資金若しくは総合支援資金の貸付を受けた方、これらの貸付を受けようとする方又は電気・ガス料金の支払いに困難な事情があると認められる方については、託送料金等の支払期日を5ヶ月繰り延べる当の措置が講じられています(R2.7.20)。</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	御契約されている電気・ガス事業者		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-24(R2/4/15新規)	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	水道料金の支払いの猶予	支援の種類	猶予
実施区分(負担割合)	市	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度(申請)開始日	随時	制度(申請)期限	随時
活用できる方	個人又は企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、水道料金の支払いに困難な事情がある方		
制度の内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少したなどの事情により、納入期限までに水道料金のお支払いが困難である方は、ご相談に応じます。 詳細については、宇和島市水道局お客さまセンターまでお問い合わせください。</p>		
手続きに必要な書類	所得が減少した(する)ことが分かる書類があれば、ご提示ください。		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 <a href="http://www.city.uwajima.ehime.jp/site/suidou/coronavirus-ryokin.html">http://www.city.uwajima.ehime.jp/site/suidou/coronavirus-ryokin.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市水道局 業務課 TEL:22-5265 (宇和島市水道局お客さまセンター)		

## 2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-25(R3/2/1新規)	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	下水道・小規模下水道料金の支払い猶予	支援の種類	猶予
実施区分(負担割合)	市	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度(申請)開始日	随時	制度(申請)期限	随時
活用できる方	個人又は企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、下水道・小規模下水道料金の支払いに困難な事情がある方		
制度の内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少したなどの事情により、納入期限までに下水道等使用料のお支払いが困難である方は、ご相談に応じます。</p> <p>■下水道使用料について 詳細については、市都市整備課までお問い合わせください。</p> <p>■小規模下水道使用料について 詳細については、市水産課までお問い合わせください。</p>		
手続きに必要な書類	所得が減少した(する)ことが分かる書類があれば、ご提示ください。		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市都市整備課	<a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/site/gesui/toshi10.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/site/gesui/toshi10.html</a>	
	宇和島市水産課	<a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/23/silyoukibogesuidou-1.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/23/silyoukibogesuidou-1.html</a>	
お問い合わせ先	宇和島市都市整備課	TEL:24-1111 (内線2605)	
	宇和島市水産課	TEL:24-1111 (内線2742)	